

「適正な電力取引についての指針」改定案 新旧対照表

改 定 案	現 行
<p>第一部 適正な電力取引についての指針の必要性と構成</p> <p>(略)</p> <p>第二部 適正な電力取引についての指針</p> <p>I 小売分野における適正な電力取引の在り方</p> <p>1 考え方</p> <p>(略)</p> <p>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(1) 小売供給</p> <p>① 小売料金の設定及び小売供給に関する行為</p> <p>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p> <p>区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、それぞれ個別に、小売分野において標準的な小売料金メニュー（以下「標準メニュー」という。）を広く一般に公表した上で、これに従って、同じ需要特性を持つ需要家群ごとに、その利用形態に応じた料金を適用することは、公正かつ有効な競争を確保する上で有効である。この場合、利用形態以外の需要家の属性（例えば、競争者の有無、部分供給か否か、戻り需要か否か、自家発電設備を活用して新規参入を行うか否か等）にかかわらず、全ての需要家を公平に扱うこととなるからである。</p> <p>また、この標準メニューの内容が、従来の供給約款・選択約款や小売全面自由化後の特定小売供給約款の料金体系と整合的であることは、コストとの関係で料金の適切性が推定される一つの判断材料となる。その上で、コストの変動をより適切に反映するため、</p>	<p>第一部 適正な電力取引についての指針の必要性と構成</p> <p>(略)</p> <p>第二部 適正な電力取引についての指針</p> <p>I 小売分野における適正な電力取引の在り方</p> <p>1 考え方</p> <p>(略)</p> <p>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(2) 小売供給</p> <p>① 小売料金の設定及び小売供給に関する行為</p> <p>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p> <p>区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、それぞれ個別に、小売分野において標準的な小売料金メニュー（以下「標準メニュー」という。）を広く一般に公表した上で、これに従って、同じ需要特性を持つ需要家群ごとに、その利用形態に応じた料金を適用することは、公正かつ有効な競争を確保する上で有効である。この場合、利用形態以外の需要家の属性（例えば、競争者の有無、部分供給か否か、戻り需要か否か、自家発電設備を活用して新規参入を行うか否か等）にかかわらず、全ての需要家を公平に扱うこととなるからである。</p> <p>また、この標準メニューの内容が、従来の供給約款・選択約款や小売全面自由化後の特定小売供給約款の料金体系と整合的であることは、コストとの関係で料金の適切性が推定される一つの判断材料となる。</p>

改 定 案	現 行
<p><u>標準メニューは、電気の調達手段や調達費用等（調達費用の変動リスクのヘッジにかかる費用を含む。）に応じ、定期的に見直すことも考えられる。</u></p> <p><u>なお、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者とは電源調達の方法が異なる新規参入者においても、従来の供給約款・選択約款や小売全面自由化後の特定小売供給約款における燃料費調整制度にのっとり料金体系を採用している例がみられる。需要家への訴求のしやすさ等の観点からこうした料金体系を採用することは否定されるものではないが、一般的には、小売電気事業者において、電気料金の透明性の確保や、社会全体の便益の向上という観点から、コストの変動を適切に反映する料金体系とすることも考えられる。</u></p> <p>さらに、電気料金の透明性の確保の観点から、小売電気事業者は需要家への請求書、領収書等に託送供給料金相当支払金額を明記することが望ましい。</p>	<p>さらに、電気料金の透明性の確保の観点から、小売電気事業者は需要家への請求書、領収書等に託送供給料金相当支払金額を明記することが望ましい。</p>